

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和2年5月22日（令和2年（行情）諮問第258号）

答申日：令和3年10月25日（令和3年度（行情）答申第326号）

事件名：「自閉症児の定義，判定手続，処分する機関（国が作成したもの）」
の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「自閉症児の定義，判定手続，処分する機関（国が作成したもの）（障害児・発達障害者支援室の情報公開審査担当に対する開示請求）」（以下「本件対象文書」という。）につき，これを保有していないとして不開示とした決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った令和元年12月27日付け厚生労働省発障1227第6号による不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は，審査請求書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

開示請求に係る行政文書を管理している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

本件審査請求人は，令和元年10月30日付け（同月31日受付）で，処分庁に対して，法3条の規定に基づき，本件対象文書の開示請求を行った。

これに対して，処分庁が令和元年12月27日付け厚生労働省発障1227第6号により不開示決定（原処分）を行ったところ，審査請求人は，これを不服とし，令和2年2月3日付け（同月4日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し，事務処理上作成又は取得した事実はなく，実際に保有していないため，不開示とした原処分は妥当であり，これを維持することが妥当であると考えられる。

3 理由

(1) 対象行政文書を保有していないことについて

本件対象文書については、当室では、作成又は取得したことはなく、自閉症児の定義を含む判断基準、処分する機関についての文書を保持していないため、不開示とした原処分は妥当であると考えます。

また、本件審査請求に当たり、他に開示対象文書がないか探索したが、他に該当するものは確認されなかった。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「開示請求に係る行政文書を管理している。」として原処分の取消しを求めているが、これに対する諮問庁の説明は上記(1)のとおりであるため、審査請求人の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、文書不存在を理由として不開示決定を行った原処分を維持することが妥当であると考えます。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|---------------|
| ① | 令和2年5月22日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 令和3年9月29日 | 審議 |
| ④ | 同年10月18日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする決定（原処分）を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 本件開示請求は障害児・発達障害者支援室の保有する「自閉症児の定義、判定手続、処分する機関（国が作成したもの）」の開示を求めるものである。同室ではこれに該当する文書を事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していない。

(ア) 「自閉症児の定義」について

障害児・発達障害者支援室は発達障害児に関する制度等を所管する組織である。そのため、「発達障害」の定義が記載された文書は複数保有しているが、いずれの文書も、「発達障害」を自閉症など

複数の障害を含む上位の概念として定義したものとなっており、下位の概念に当たる自閉症そのものについての定義の記載は認められない。

例えば「代表的な発達障害」と題する文書は、発達障害に含まれる自閉症、アスペルガー症候群、学習障害及び注意欠陥多動性障害の特性等を記載しつつ、発達障害の定義について概念的に説明しているが、自閉症に関して当該文書に記載されているのは飽くまでも特性等であって、これは定義といえるようなものではない。また、他の文書についても、自閉症に関してその定義に当たると判断し得るような記載は認められない。

(イ) 「(自閉症児の) 判定手続、処分する機関」について

「自閉症」の判断は、医師が医学的な観点より行っており、厚生労働省では判断基準や判定の手続等といったものを定めてはいない。また、障害児・発達障害者支援室は、所管する業務において自閉症児に対する行政処分等は行っておらず、所管外の法令等に基づくものを含め、自閉症児に係る処分に関する情報も取り扱っていない。したがって、該当する文書を作成又は取得する必要はなく、現に保有していない。

イ 諮問に際し、念のため改めて事務室、書庫等の探索を行ったが、本件対象文書に該当すると判断し得る文書の存在は確認されなかった。諮問庁としては、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分は妥当であり、維持すべきと考える。

(2) 上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

また、本件対象文書の探索が不十分であるとも言えない。

したがって、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められず、これを保有していないとして不開示としたことは、妥当である。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之、委員 泉本小夜子、委員 磯部 哲